

仕 様 書

公益財団法人東京観光財団

1 件名

平成 31 年度国際スポーツ大会を契機とした観光振興業務委託

2 事業目的

東京都では、2020 年と更にその先を見据え、その後の外国人旅行者拡大にもつなげられるよう、海外から観戦者が多く訪れるラグビーワールドカップ 2019™ 日本大会（以下、「RWC2019」という）開催を契機とし、国内は開催都市と連携して東京と日本各地への周遊を促すためのプロモーションを行い、外国人旅行者に新たな旅行先として認知度向上を図る。

また、RWC2019 大会終了後は、2020 年を契機に来訪が多く見込まれる国に対する PR を行うため、東京及び東京以外の会場を含めた各地の観光情報を発信し、潜在的旅行者層の訪都・訪日意欲喚起を促す。

3 契約期間

平成 31 年 4 月 1 日から平成 32 年（2020 年）3 月 31 日まで

4 履行場所

公益財団法人東京観光財団（以下「TCVB」という。）が指定する場所

5 全体スケジュール

別紙 1「全体スケジュール（予定）」を参照のこと。

なお、受託者決定後速やかに、詳細スケジュールを提出すること。

6 対象市場・ターゲット

関連事業それぞれにおいて、下記ターゲットを明確にし、事業を実施すること。

- ・ RWC2019 出場国且つ東京スタジアムで試合を行う市場（英・仏・豪等）
- ・ 2020 年を契機に観戦客等が多く来訪すると見込まれる市場（中国・韓国等）

7 全体運営

(1) 東京のブランド戦略

東京都は世界に選ばれる「旅行地としての東京」を強く印象づける「東京ブランド」の確立に向け、「東京のブランディング戦略」を策定した。本事業の実施にあたっては、これに基づき「伝統と革新が交差しながら、常に新しいスタイルを生み出すことで、多

様な楽しさを約束する街」をコンセプトとして決定したアイコンにこめられたメッセージを深く理解の上、事業の企画・実施にあたること。なお、「東京のブランディング戦略」とアイコン及びキャッチフレーズについては以下を参照すること。

- ・東京のブランディング戦略

<http://www.metro.tokyo.jp/INET/OSHIRASE/2015/01/DATA/20p1j701.pdf>

別紙2「東京のブランディング戦略会議及び報告書（概要）」

- ・アイコンとキャッチフレーズについて

http://www.metro.tokyo.jp/tosei/hodohappyo/press/2017/04/28/07_01.html

<https://tokyotokyo.jp/ja/>

(2) 全般について

受託者は、本仕様書に掲げる目的に基づき、前述「6 対象市場・ターゲット」それぞれに対し、東京と各開催都市・試合会場やその周辺地域に関する情報発信を強化するにあたり、下記ア～エの事業を実施すること。なお、事業区分については前述「5 全体スケジュール」を参照し、平成 30 年度に構築した下記ウェブサイトと Facebook アカウントを十分活用すること。

ア インフルエンサー等を活用した情報発信

イ SNS を活用したキャンペーンの実施

ウ ウェブサイト・Facebook の更新及び運営管理

エ オンラインメディアを活用した情報発信

- ・Japan Sports Journey（以下、「ウェブサイト」という。）

<https://www.sportsjourney.jp/>

- ・Japan Sports Journey Facebook（以下、「Facebook アカウント」という。）

<https://www.facebook.com/Japan-Sports-Journey-1852758974814499/>

(3) 実施体制

受託者は本委託を効果的且つ効率的に履行するため、以下の点に留意すること。

ア. 本事業における実施体制を明確化し、パートナー会社含め体制管理を徹底すること。

イ. スケジュール等を明らかにした事業計画書を作成し、TCVB の承認を得ること。

ウ. 業務の詳細について TCVB と協議の上決定し、進捗状況を綿密に TCVB に報告すること。

エ. 事業完了後、速やかに報告書を作成し、TCVB に提出すること。

オ. 各広告媒体掲出先のポリシーや規定等を確認し、それぞれに応じた対応を行うこと。

(4) ウェブサイトの運営について

ア. ウェブサイトは、平成 30 年度の受託者より引継ぎを行い、受託者が用意するサーバーにて運営管理すること。サーバーは、DNS（プライマリ・セカンダリ）サーバ

一を用意し、管理運用を行うこと。ドメイン名・アカウント等については、既已取得・使用しているドメイン・アカウントの継続と管理を行うこと。

- イ. 当契約期間中のサーバー代、及び平成 30 年度受託者からのサーバー移行に係る作業費も見積もりに含めること。なお、サーバーの移行作業は平成 31 年 4 月 30 日を目途に終えることとし、翌日からスムーズに運営を開始することが望ましい。指定した期日までに移行作業を完了できない場合、平成 30 年度受託者が契約しているサーバー代月額 56,250 円（税別）を当受託者へ直接支払うものとし、見積もりに含めること。サーバー移行完了期日については、TCVB と協議の上決定すること。
- ウ. ウェブサイトは静的な HTML にて制作しているため、移行作業時のコード抽出は受託者が行うものとする。ただし、原稿や写真については、平成 30 年度受託者より提供を行う。
- エ. ウェブサイト内の全ての企画は、他人の名誉、信用、プライバシー権、肖像権、著作権、その他の権利を侵害しないものであること。また、公序良俗、一般常識に反する内容でないこと。
- オ. 別紙 3「東京都公式ホームページ作成に関する統一基準（改訂版）」を参照の上、観光サイトとして必要と思われる項目については同ルールに準じること。
- カ. 別紙 4「電子情報処理委託に係る特記仕様書」を参照の上、サイバーセキュリティの確保に取り組むこと。

(5) 言語・翻訳の品質管理

- ア. 英文ライティングは、原則として原稿の作成は英語ネイティブライターによって行い、複数名のネイティブチェックを行うこと。都・TCVB による原稿確認は英語と日本双方で行うため、原稿に対し言葉の表現を細部に渡って確認が可能な日本語訳を用意すること。但し、日本語で作成し英語に翻訳のほうに適するような事情がある場合は、財団と協議の上、体制等決定すること。
- イ. 翻訳及び言語表記については、表記の統一を図るとともに、適切な表現となるよう、ネイティブ及び日本語と当該言語のバイリンガル能力を有する者が、翻訳文章全体の調和等の観点も含めた検証を行い、適宜修正すること。
- ウ. 機械翻訳は不可とし、文字化けやレイアウト崩れなどの不具合についてもチェックすること。
- エ. 固有名詞の表現等については、本契約締結後、TCVB の指示に従うこと。
- オ. 翻訳結果に対して問題があると TCVB が判断した場合は、再翻訳や翻訳者、ネイティブチェッカーの変更を指示することがある。

8 委託内容

受託者は、本事業の趣旨を十分理解した上で、以下の業務を効果的、且つ魅力的に企画・制作し、円滑に運営実施すること。

(1) インフルエンサー等を活用した情報発信

以下ア～エに関して、企画調整及び手配等を行うこと。

ア. 選定及び招聘

- (ア) 英、仏、豪を対象として各国 1 名ずつ海外スポーツジャーナリスト、元著名ラグビー選手等インフルエンシャルな人物を「(仮称) Rugby Journey アンバサダー (以下、「アンバサダー」という)」として選定すること。
- (イ) 選定基準については、対象国の観戦者層に一定の知名度があり、スポーツに精通している、海外在住者を想定している。
- (ウ) 各対象国の試合日程(プール戦期間 9/20～10/13 を中心に、前後でも構わない)に合わせてアンバサダーを招聘すること。東京及び釜石等被災地を含む各開催都市等の観光情報等と、会場周辺等における試合前後の盛り上がりリアルタイムで発信できるよう実施時期、取材行程を提案すること。
- (エ) 招聘期間は各国 1 名以上、各国計 30 日程度とする。
- (オ) アンバサダーによる発信内容は、TCVB と協議し決定すること。
- (カ) ファンゾーンやキャンプ地等に関する情報など派遣先の詳細は受託者決定後、TCVB の指示に従うこと。

イ. リアルタイム情報発信

- (ア) 前述 8 (1) ア で実施のアンバサダーの情報発信効果を最大化するための方法を明確にし、ウェブサイト・Facebook アカウントを活用し、アンバサダーにより発信される最新情報を紹介すること。
- (イ) 最新情報については、ウェブサイトのトップページに「News」欄を設置し、ユーザーの目に留まりやすいような情報集約を想定している。なお、より効果的な方法があれば手法は問わない。
- (ウ) 情報発信についての内容、方法等については TCVB と協議の上、決定すること。
- (エ) 配信回数については、各アンバサダー 10 回以上とする。
- (オ) 大会組織委員会や各開催都市との調整等が必要となる場合も想定されるため、発信内容の事前調整を見越したスケジュールを提案すること。

ウ. 手配業務

- (ア) 行程に含まれる観光施設、移動手段、食事施設、宿泊施設、空港出迎え等について手配すること。また、日程連絡、当日の流れ確認、利用時間連絡、ネームイン、禁煙喫煙希望、食事のリクエスト等、細部に亘る調整・手配等を行うこと。
- (イ) 施設の手配に際しては、施設側担当者に対して、当事業主旨を説明し、利用時には極力特別価格もしくは無償での取材協賛を得られるよう TCVB と協力し、交渉すること。
- (ウ) 施設において専門的な現地ガイドや説明要員によるガイド等の対応が可能である場合は、当日立ち合いを交渉し、より深い取材が行えるよう手配を行うこと。

- (エ)往復国際航空券、空港諸税、手配施設入場等に係る費用や実施期間中の経費（交通費、食事代、宿泊費等）は全て事業費に含む。
 - (オ)往復国際航空便の手配、予約をスムーズに行うこと。
 - (カ)同行カメラマンが必要な場合は手配すること。ただし、カメラマンの渡航費用をあらかじめ見積りに含めること。対象市場に適合するカメラマンの手配を行い、同行中に撮影した素材については、必要に応じてTCVBへ提供をすること。
 - (キ)招聘実施前には、取材期間中の緊急連絡先をまとめたリストを制作し、アンバサダーを含む関係者へ事前に配布すること。
 - (ク)招聘実施期間中、対応可能なモバイルWi-Fiルーターを手配し、アンバサダーへ貸与すること。
 - (ケ)アンバサダーの招聘期間中に対応する旅行保険をつけること。
- エ. 通訳ガイド（またはコーディネーター）手配について
- 必要に応じて以下（ア）～（エ）の条件を満たす通訳ガイド（またはコーディネーター）を手配し、取材実施に支障のないようにすること。
- (ア)業務範囲
アンバサダーと施設、交通機関、行政機関関係者等との間で通訳及びガイド業務を行う。拘束時間は、取材行程や内容に準ずる。
 - (イ)対応言語
対応言語は英語とすること。ただし、対象市場が英語圏以外の場合は、その対象言語の通訳業務が可能な者を手配すること。なお、英語以外を母国語とする場合でも、被招聘者が英語で十分コミュニケーション可能であれば、英語としてもよい。
 - (ウ)レベル
 - ① 過去、訪日旅行のアテンド等外国人の通訳ガイド経験が豊富なものとする。
 - ② 手配予定の通訳ガイドの過去の実績を示すこと。
 - ③ 観光庁、地方自治体及びその他関連団体が主催する招聘事業への従事実績があり、RWC2019 各開催都市の観光情報について、幅広い知識がある方が望ましい。
 - (エ)その他
 - ① 日当、交通費、食費、観光施設入場料等は、委託事業費に含む。
 - ② 招聘実施前には、通訳ガイドと観光ルートに関する事前打ち合わせを行うこと。その際、当事業の主旨説明を行い、役割を明確に理解した上で業務を行うこと。

(2) SNS を活用したキャンペーンの実施

ハッシュタグキャンペーン等、ファン同士の交流を促進する SNS を活用したキャンペー

ンを以下ア～オの通り実施すること。

ア. キャンペーン実施概要

- (ア)大会開催時期に合わせて、観戦者同士の交流を促すキャンペーンを実施すること。
実施内容については、当キャンペーンにより東京と日本各地の開催都市等の盛り上がりターゲット市場に訴求できるような内容とし、前述 8 (1) の業務と総合的に実施したほうがより効果的である場合は、各業務を有機的に連動させること。
- (イ)実施方法については、ウェブサイト、Facebook アカウントを活用すること。実施期間、実施内容、実施場所等についての概要は TCVB と協議の上、決定すること。

イ. 交通機関等への告知広告

- (ア)前述 8 (2) アにて実施のキャンペーンへの参加促進を図るため、告知広告を行うこと。影響力の高い媒体を複数提案することとし、その概要を下記のポイントで整理し、選定理由を添えて提案すること。その際、提案内容に交通機関（機内誌と機内ビジョン）への広告を含めること。
 - ・影響力：リーチ数、ページビュー数/販売/流通部数等
 - ・広告対象：閲覧者層等
 - ・広告枠、広告方式：広告掲出面積等
 - ・広告掲出期間：掲出日程、日数等※時期については、RWC2019 大会期間中、訪日観戦者の国内周遊を促し、且つキャンペーンへの参加促進に適切な日程を提案すること。
- (イ)各媒体社等との調整（広告枠確保、スケジュール調整、デザイン入稿、支払等）を行うこと。

ウ. デザイン制作

- キャンペーン及び告知広告については、デザイン、原稿、キャッチコピー等を訴求対象者の特性を踏まえ、提案すること。
- (ア)広告のサイズ等に準じて制作すること。写真は一部 TCVB から提供を行うことも可能だが、魅力的な広告となるためにより良いものがあれば、受託者の負担において手配すること。
- (イ)校正については、最低 2 回以上 TCVB の校正を受けること。
- (ウ)納品する媒体の種類（紙、映像、データ等）に応じ、リサイズを含めた調整を都度行うこと。

エ. 言語

英語を基本とし、表記ルール等については本契約後、TCVB の指示に従うこと。

(3) ウェブサイト・Facebook の更新及び運営管理

ア. コンセプト

引き続き、東京及び各開催都市へのアクセス情報、交通サービス情報等をより詳細

に発信することにより、訪都外国人個人旅行者が各地域を認知し、実際に現地を訪問し周遊することを促す。

イ. 言語・翻訳

- (ア) 英語及び仏語対応とすること。
- (イ) 翻訳に当たっては、既に掲載されている内容を参照し、表記方法の統一を図ること。
- (ウ) 東京のスポット情報については、必要な手続きを行った上で、東京の観光公式サイト「GOTOKYO」(<http://www.gotokyo.org/en/index.html>) の多言語テキストを使用しても構わない。
- (エ) 固有名詞や単語の修正等、軽微な翻訳修正に対応すること。
- (オ) 前述 7 (5) における品質管理を意識し、ユーザーが親しみやすい文章で構成すること。

ウ. デザイン・構成

- 対象市場及びターゲットに効果的に PR できるようコンテンツの追加提案を行うと共に、デザイン及び言語について配慮すること。
- (ア) 基本的なデザイン及び構成は、従来のもを引き継ぐこととし、改善が必要な箇所があれば明確な理由を含め提案すること。
- (イ) 各地域の魅力や東京のスポーツ関連の魅力が伝わる様な画像を掲載すること。画像については一部 TCVB から提供を行うが、魅力的なサイトとなるためにより良いものがあれば、提案を行うこと。
- (ウ) 現在、ウェブサイトに掲載している画像を継続して掲載できるよう、受託者決定後に平成 30 年度受託事業者と調整を行うこと。(現在掲載している画像：約 110 点)
- (エ) 写真利用にあたり、著作権元と承認を得ると共に、権利料や使用料等諸費用が発生する場合は、受託者が負担すること。
- (オ) 引き続き、スマートフォン及びタブレット等多様な電子機器からのアクセスに配慮したレスポンシブデザインとすること。

エ. コンテンツ

RWC2019 大会開催に向けて情報の更新・拡充を行うとともに、大会終了後は 2020 年を見据えリニューアルする。以下のコンテンツを盛り込み、企画提案・運営管理すること。

(ア) RWC2019 に関する情報の追加・管理

- ① 前述 8 (1) (2) で実施する発信内容、キャンペーン実施内容等を集約するために、ウェブサイトのトップページに「News」欄の設置を想定している。なお、「News」表記について、よりアクセス数増加に繋がる表現があれば提案し、ウェブサイトに反映すること。その際、ユーザーの目に留まる様な

デザイン、構成を考慮すること。

- ② 大会関連情報に更新があった場合は、適宜更新・追加すること。
- ③ 大会終了後、RWC2019 に特化した情報（記事広告、会場情報等）については、ウェブサイト内に適切なページを設け、管理すること。

(イ)2020 年に向けた情報の追加

- ① 大会概要、都内及び東京以外の試合会場に関する情報（各都心エリアからのアクセス情報等）、その他の観光情報を掲載すること（GOTOKYO または各関連サイトへリンクできるようにすること。）なお、ここでいう各都心エリアとは、ホテルまたは飲食店が集積している繁華街やファンゾーンを想定している。ファンゾーンに関する事項については、公式決定後、TCVB の指示に従うこと。
- ② 掲載内容については大会組織委員会との調整が必要な場合も想定されるため、迅速且つ柔軟な対応をすること。

(ウ)各ページの更新について

- ① 東京エリア情報
各エリア情報について、コンテンツを追加すること。内容は、施設・店舗、飲食（スポーツバー等）、文化体験施設、アクティビティ、イベント等ターゲットの嗜好を考慮すること。
- ② 東京で体験できるスポーツ
東京で体験できるスポーツや、関連施設を追加すること。その際、英語対応可能な施設・体験場所が好ましい。
- ③ 2019 年以降実施される国際的なスポーツ大会
2020 年とその先を見据え、国際的なスポーツ大会の情報を掲載すること。その際東京及びその近郊で開催され、外国人参加者数が多く見込まれる国際的な大会（東京マラソン、柔道世界選手権、その他の大会も必要に応じ提案すること）を取り上げること。なお、掲載については、各大会運営委員会に許可を取ること。
- ④ 旅のお役立ち情報
旅行者にとって有益且つ、興味をそそるような情報を掲載し、必要に応じ追加すること。

(エ)Japan Trip Planer 運用

- ① ウェブサイトが搭載している Japan Trip Planer という外部ルートナビゲーションシステムは引き続き運用するものとする。
- ② Japan Trip Planer のランニング費用は発生しないが、スポット数の追加登録には 1 件当たり 6,500 円（税別）の登録費用が必要になるので、30 か所程度の追加（上述（ウ）で追加するスポット数等）を見込み、見積もり

に含めること。登録費用の支払い方法については、TCVB が別途指定する業者への支払いとする。

③ 運用会社と利用状況の確認を適宜行い、報告すること。

(オ)その他

上述のコンテンツ制作に当たり、各自治体への情報提供依頼（写真を含む）、情報収集、掲載内容確認依頼等が必要な場合は行うこと。

オ. その他

(ア)受託者は当該プロモーション用ウェブサイトの運営が正常に行われるために全てのサーバー保守、データバックアップ、モニタリング等の管理を行うこと。

(イ)GOTOKYO 及び TokyoTokyo サイト等、財団から指定されたサイトへ掲出する誘導用バナーを作成しデータを納品すること。

(ウ)ウェブサイト運営開始以降毎月アクセス解析を行い、TCVB に報告すること。解析項目については、事前に TCVB と協議すること。

(エ)SEO 対策など、アクセス件数の向上に関する提案を適宜行い実施すること。実施については、事前に TCVB と協議すること。

(オ)次年度以降も順次コンテンツが増えていくことを前提にウェブサイトの構築及び設計をすること。

(カ)ウェブサイト・Facebook アカウントへ投稿した内容等が悪用され、公序良俗に反したウェブページなどに掲載されているのを発見した際には、速やかに TCVB へ報告すること。

(キ)契約満了もしくは契約解除に伴って発生する新規受託業者への業務引き継ぎに関しては、契約期間中の業務履行に支障をきたさないことに留意するとともに、新規受託業者の業務履行に問題が発生しないように十分な注意を行うこと。また、汎用性のあるウェブサイトを制作し、権利関係や特殊費用の発生等が生じないような処置を行うこと。また、これらにかかる経費は、契約金額に含まれるものとする。

(4) オンラインメディアを活用した情報発信

2020 年を見据え東京及び東京以外の試合会場付近の各地観光の魅力を発信するため、ターゲット市場における有力トラベルサイト・OTA サイト・スポーツサイト等有力媒体と連動し、実際に訪都に繋がる様なオンラインプロモーションを実施すること。

ア. 業務内容

(ア)各対象国の各媒体ポータルサイト等に特設ページを設け効果的な PR を実施すること。

(イ)事業目的に照らし最も効果的な事業となるよう選定理由を含めて媒体を選定

し（複数可）、東京及び東京以外の試合会場周辺についての観光地としての魅力を発信すること。なお、ページデザインについては媒体規定等を考慮した上で複数提案すること。

(ウ)実施状況を確認するため、ウェブ媒体の管理画面を確認可能な媒体においては、カスタマーID及びパスワードを開示すること。

(エ)サイトページビュー数、訪問者数、離脱率等を分析し、開設後から各月報告すること。なお、その結果に応じてターゲティングの変更、絞り込み等改善策をTCVBと協議し実施すること。

イ. ターゲットと言語

(ア)各対象市場において、訪都旅行に関心をもつ層の属性、ターゲットを明確にし、その層にダイレクトに訴求できる手法を実施すること。対象市場については、少なくとも中国、韓国を含めること。

(イ)言語は4か国語程度を想定しており、言語の表記ルール等については本契約締結後、TCVBの指示に従うこと。

ウ. デザイン・構成

以下(ア)、(イ)に基づき、デザイン案を制作すること。

(ア)前述8(3)エ(イ)で掲載している情報を含むこととし、観光地としての魅力をメインにデザインすること。その際、関係するスポーツをイメージさせるデザインも考慮すること。

(イ)写真はウェブサイト・Facebookアカウントに掲載されているもののほか、連携先とのトンマナを考慮し、より良い写真を選定、構成を考慮すること。その際、写真については受託者の負担において手配すること。

(5) 効果測定の実施

本事業の効果を把握するため、ターゲットを明確にした上で、効果を測定するための数値目標を設定し、実績を測定すること。

(6) その他

公益財団法人ラグビーワールドカップ2019組織委員会、公益財団法人東京オリンピック・パラリンピック競技大会組織委員会または第三者が持つライセンス、著作権関連の権利、知的財産を使用する場合には、名称、ロゴ、画像、商標、その他の作品やコンテンツの使用について必要な許可をとること。

9 完了報告と契約代金の支払いについて

(1) 契約代金の支払いについて

委託完了後に一括で行うこととする。TCVBの承認をもって請求書を発行すること。

(2) 完了報告と成果物の提出について

ア. 委託完了届

別紙5「委託完了届」を提出すること。

イ. 実施報告書

A4 版縦、横書きカラーで作成し、紙3部、電子データをCD-RまたはDVD-Rで納品すること。

掲出された広告（オンライン、オンラインメディア等）全てをクリッピングや写真等に収め報告書に含むこと。（別紙として提出することも可能とする）

※目次、体裁、提出期限等はTCVBと協議のうえ決定する。

ウ. 本事業効果測定書

効果測定内容、体裁等はTCVBと協議のうえ決定する。

10 第三者委託の禁止

本委託事業は、原則として第三者に委託させてはならない。ただし、事前に文書により、TCVBと協議し、承認を得た事項については、第三者に委託して行うことができる。

11 作成物・成果物に関する権利の帰属

(1) 本件委託においては、著作権の取扱いに十分注意すること。

(2) 本件委託の履行に伴い発生する成果物に対する著作権（著作権法第27条及び第28条の権利を含む。）は、全てTCVBに帰属する。

(3) 本件委託により得られる著作物の著作者人格権について、受託者は将来にわたり行使しないこと。また、受託者は本作品の制作に関与した者について著作権を主張させず、著作者人格権についても行使させないことを約するものとする。ただし、TCVBが本件制作物を再編集などの改変を加えて利用する場合、TCVBは事前に受託者に通告し、承認を得るものとする。

(4) 本件に使用する映像、イラスト、写真、その他資料等について、第三者が権利を有するものを使用する場合には、使用の際、あらかじめTCVBに通知するとともに、第三者との間で発生した著作権その他知的財産権に関する手続や使用権料等の負担と責任は、全て受託者が負うこと。

(5) 上記(1)(2)(3)(4)の規定は、「10 第三者委託の禁止」により第三者に委託した場合においても適用する。受託者は、第三者との間で必要な調整を行い、第三者との間で発生した著作権その他知的財産権に関する手続や使用権料等の負担と責任を負うこと。

(6) その他、著作権等で疑義が生じた場合は、別途協議の上、決定する。

12 委託事項の遵守・守秘義務

(1) 受託者は、本契約業務の実施に当たって、関係法令、条例及び規則等を十分に遵守する

こと。

- (2) 受託者は、本契約の履行により知り得た業務委託の内容を第三者に漏らしてはならない。

13 個人情報の保護

- (1) 受託者は、本契約の履行に当たり、関係法令、条例及び規則等を十分に遵守すること。
- (2) 受託者は、本契約の履行に当たり、TCVB の保有する個人情報の取扱いについては、別紙6「個人情報に関する特記事項」を遵守すること。
- (3) 受託者は、本契約の履行に関連する受託者独自の個人情報の取扱いについては、前記「個人情報に関する特記事項」の基準に準じて、個人情報の漏えい、滅失及び損の防止その他の個人情報の適正な管理のために必要な措置を講じなければならない。

14 その他

- (1) 仕様書に記載のない条件については、両者協議の上、決定する。
- (2) その他条件が変更となることがある。その場合、両者協議の上、変更する。
- (3) 契約満了もしくは契約解除に伴って発生する新規受託業者への業務引継ぎに関しては、契約期間中の業務履行に支障をきたさないことに留意するとともに、新規受託業者の業務履行に問題が発生しないように十分な対応を行うこと。
- (4) 本事業の委託者は TCVB であるが、現地における実施に係る責任は受託者にあるものとする。
- (5) 天変地異、政治状況の劇的な変化により、本事業を中止する場合がある。
- (6) TCVB は必要に応じて本契約に係る情報（受託者名・契約種別・契約件名及び契約金額等）を公開することがあるが、受託者はこれを了承するものとする。
- (7) 本事業は、平成 31 年度東京都予算が東京都議会において委託契約前に可決・成立し、平成 31 年度東京観光財団収支予算が平成 31 年 3 月 31 日までに東京観光財団理事会で承認された場合において、平成 31 年 4 月 1 日に確定するものとする。